近づく市議会議員一般選挙

投票日は明年１月２８日

阿蘇市議会議員一般選挙は、１月21日(日)に告示、１月28日(日)投票を行います。議員定数は、旧一の宮町８人、旧阿蘇町15人、旧波野村３人、計26人です。選挙権も旧町村の範囲でそれぞれ議員を選ぶ選挙区制で行っています。

一票を大切にしていただくため、選挙のあらましをお知らせします。

選挙運動について

選挙運動の期間は、立候補届が受理されて(１月21日)から、投票日前日(１月27日)までです。この期間中、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は午前８時から午後８時までです。なお、届出が受理される前の選挙運動は事前運動として、禁止されています。また、投票日当日の選挙運動も禁止となっています。

禁止されている選挙運動

①戸別訪問
②飲食物の提供
③署名運動
④人気投票の公表
⑤気勢を張る行為
⑥自筆答礼のもの以外のあいさつ状（公営ハガキを除く。）
⑦選挙運動放送
⑧特定建物・施設における演説及び連呼行為

選挙運動をしてはならない者

①選挙事務関係者(投票管理者等)
②特定の公務員(警察官、徴税吏員等)
③未成年者
④選挙権・被選挙権を停止されている者

地位利用の選挙運動をしてはならない者

①不在者投票管理者(指定病院等)
②公務員(区長、嘱託員、消防団員等も含む)
③教育者

寄附の禁止について

選挙の有無に関わらず、政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が選挙区内の人に寄附を行うことは、特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので注意してください。

禁止される政治家の寄附の例

冠婚葬祭や地域のイベントなど、こんな時、こんな物も、寄付禁止の対象となります。

○病気見舞い
○葬式の花輪・供花
○お中元やお歳暮
○お祭りへの寄付や差入
○落成式・開店祝の花輪
○町内会の集会や旅行などの催物への寄志や飲食物の差入
○地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差入
○入学祝
○卒業祝
○秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
○秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典

【選挙に関する問い合わせ先】
阿蘇市選挙管理委員会事務局
ＴＥＬ　２２-３２３９

１月７日　阿蘇市消防団出初式が開催されます！

新春を飾る平成１９年消防団出初式が１月７日開催され、２４分団、総勢８３０名の団員よる勇壮な分列行進が披露されます。中通小学校少年消防クラブも行進に参加します。

市民の皆さんの応援をよろしくお願いいたします。

農村公園あぴか陸上競技場で８時３０分開会です。

消防団による年末の特別警戒が各地区で行われます！

火の元には十分注意していただきますよう、よろしくお願いいたします。